

## 第12回 火災防護検討会 議事録

1. 日時 平成20年5月9日(金) 10:00~12:00

2. 場所 (社)日本電気協会 4階 D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員:奈良間主査(中部電力),吉永副主査(関西電力),岡(九州電力),角谷(三菱重工業),亀山(東北電力),岸良(中国電力),田口(電源開発),多田(原子力安全基盤機構),田中(日本原子力技術協会),名畑(北海道電力),菱川(東京電力)(11名)

代理委員:加賀谷(日立 GE ニュークリア・エナジー・熊坂代理),小嶋(日本原電・長橋代理),大江(四国電力・三原代理)(3名)

常時参加者:佐藤(中部電力),森田(東芝プラントシステム)(2名)

オブザーバ:塩崎(三菱重工),曾根(電源開発),谷川(日本原電)(3名)

事務局:中島

4. 配布資料

資料No.12-1 第11回 火災防護検討会議事録(案)

資料No.12-2 原子力発電所の火災防護指針 JEAG4607-1999改定の方向性

資料No.12-3 日本電気協会「原子力発電所の火災防護指針」の適用に当たって(別記-2)の改正(案)(概要説明)

資料No.12-4 発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針の一部改訂に関する意見を踏まえた改訂案について

資料No.12-5 「自衛消防及び情報連絡・提供に関するWG(大橋WG)報告書(案)」からの火災防護指針(JEAG4607),火災防護管理指針(JEAG4103)への反映項目について(第5回WG(12/7)で提示された報告書ベース)

参考資料-1 原子力規格委員会 安全設計分科会 火災防護検討会 委員名簿(案)

5. 議事

(1) 出席者の報告及び委員変更について

事務局より,代理委員及びオブザーバの報告があり,承認された。また,参考資料-1に基づき,委員変更について紹介があり,新委員候補については第14回安全設計分科会(5/13)で正式に承認される旨補足があった。

(2) 前回議事録確認

事務局より,資料No.12-2に基づき,第11回 火災防護検討会 議事録(案)(事前に配布しコメントを反映済み)の説明があり,原案どおり承認された。

(3) JEAG4607-1999の改定の方向性について

奈良間主査より,資料No.12-3に基づき,別記-2(日本電気協会「原子力発電所の火災防護指針」の適用に当たって)の改正案の概要,及び「自衛消防及び情報連絡・提供に関するWG(大橋WG)報告書

(案)」による火災防護指針(JEAG4607), 火災防護管理指針(JEAG4103)への反映項目の棲み分けを踏まえたJEAG4607-1999の改定の方向性について, 資料No. 12-2に基づき説明があった。

これに関する意見は以下のとおりであった。

- 資料No. 12-2 P. 5 (3. 火災の影響の軽減) に 記載の整理が中心と記載があるが, 資料No. 12-4の解説(3-2)に, 一般火災に加えて大規模地震等の過酷な自然現象の発生による火災の低減に対する評価要求が新たに追加されたものと認識しているが, これに対してはどのように考えるのか?

資料No. 12-4の解説(3-2)は, 一般火災に加えて大規模地震等の過酷な自然現象の発生による火災を低減するための影響評価を要求しているものではないと認識している。

資料No. 12-4の解説(3-2)は, 一般火災に加えて大規模地震等の過酷な自然現象の発生した場合の単一故障の想定する時の条件について言及しているもので, 火災影響評価の前提条件について言及しているものではないと認識している。具体的には, 耐震 Sクラスの地震の発生を想定する場合, 若しくは耐震性能 Sクラスの系統及び機器に Sクラス相当の地震発生を想定する場合は, 単一故障を想定する必要はないことを言及している。

- 別記-2の改正については規制側の話でもあり, 公開の場で改正案が示されたのは, 平成20年2月24日に第1回目が開催された「防災小委員会 火災防護ワーキング」である。その内容を見ると, 改訂された火災防護審査指針の要求事項や大橋WGで審議された報告書内容の主旨とに, 考え方の相違が見受けられる。今後は, 別記-2改正案の対極が争点になると思っている。大橋WGでの議論は公開の場で常識的な論点で審議が進められていたが, 別記-2の改正については, 見えない状況である。今後, 国(規制)が出席する安全設計分科会等の場で, どのようにして別記-2の要求が出されたのか, 確認してもよいのではないかと。
- 電気協会(原子力規格委員会)としては, 別記-2改正案に対してコメントできるタイミングがあるのか?
- 電気協会(原子力規格委員会)としては, 別記-2改正案がフィックスした後に正式な民間規格整備の要請が国(規制)よりあると想定される。別記-2の内容をJEAGにどのように反映するかは, それ以降になると考える。
- 資料No. 12-2 P. 15の “ なお, 従来の火災影響評価は, ……個々の火災に対する影響評価を実施している。 ” は, 一般的な考え方の例を記載しており, 以降の “ 現在, 複数同時火災の……定量的な判断基準までは含まない。 ” と趣旨が異なるので, 分けて記載した方がよい。
- 別記-2については, まずは国(規制)が仕様規定として詳細仕様を明確にする必要があると考えられる。それを受けてJEAGにどのように反映するか, その要否も含めて検討していくことになると思う。

## 6. その他

- (1) 次回の検討会開催は, 別途調整することとした。
- (2) 資料No. 12-2について, 5/12(月)午前中までにコメントを集約し, 第14回安全設計分科会(5/13)の中間報告の資料とする。

以上